横浜保育室認可移行支援事業



- 1. 横浜保育室とは
- 2. 横浜保育室認可移行支援事業とは
- 3. 横浜保育室の施設数
- 4. 認可移行支援期間
- 5. 物件募集エリア
- 6. 特徵
- 7. 情報提供のフロー

連絡先:671-4154 横浜保育室移行担当

横浜保育室認可移行支援事業



- 横浜保育室とは、横浜市独自の認定施設でいわゆる認可外保育所 (東京認証保育所、川崎認定保育園等と同様な施設)
- 横浜市では、横浜保育室を認可保育所へ移行支援を行っています。
- ・認可保育所への移行は、建築基準法上の「保育所」用途、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例への適合その他、児童福祉法の施設基準も満たす必要があり、現施設のままでは移行できない施設が多い。
- ・平成31年4月時点で49施設
- ・認可移行支援期間:令和5年4月開所まで

(申請:令和4年1月頃、調整:令和3年夏頃まで)

2

横浜保育室認可移行支援事業



・物件募集エリアは、市のホームページに掲載

(https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibchiiki,html)





横浜保育室認可移行支援事業



- 特徴
 - ・開所から最低10年の賃貸借契約を要件としている。
 - ・既に保育を行っている保育事業者による経営。

・情報提供のフロー

横浜保育室



不動産会社

- 募集エリアを基に物件資料等を送付
- ② 市が物件の調査と保育室に確認
- ③ 保育室から市に連絡
- ④ 市が不動産会社に保育室の連絡先を伝達
- ⑤ 不動産会社から保育室に連絡、打合せの調整

こども施設整備課

) 連絡先:671-4154 横浜保育室移行担当

4



暮らし・総合 LTI 戸籍・住民票などの手続き

観光・イベント 文化・芸術・スポーツなど 事業者向け情報 入礼情報、産業振興など

市の情報・計画

中小企業支援 経済・産業振興 雇用・就業促進 共創の取組

国際交流・協力 分野別メニュー

日 印刷する

トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 子育て > 認可保育所等の整備 > 整備が必要な地域一覧

整備が必要な地域一覧

最終更新日 2019年7月30日

整備が必要な地域についてお知らせします。

当 令和2年4月開所に向けた保育所の整備が必要な地域一覧(令和元年7月30日更新) NEW (PDF: 88KB)

★ 令和2年4月開所に向けた小規模保育事業における整備が必要な地域一覧(令和元年6月26日更新)NEW (PDF:140KB)

★ 横浜保育室 認可移行物件募集エリア(令和元年6月18日更新) (PDF: 125KB)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。 お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

このページへのお問合せ

保育対策課

電話:045-671-4220

◆アドレス

https://www.city.yokohama.lq.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibchiiki.html

◆検索

横浜保育室 認可移行 募集エリア

横浜保育室認可移行 物件募集エリア



【移転先募集地域】

横浜保育室設置事業者が認可移行事業の移転先として、現在、移転先物件の確保を必要としているエリ アとなります。

次のエリアに該当し、認可保育所・小規模保育事業の実施に適した物件情報をお寄せください。

区	エリア (駅までの徒歩所要時間)	施設規模
鶴見	鶴見駅 (20分)	認可保育所
	京急鶴見駅(20分)	認可保育所
	尻手駅(10分)	認可保育所
神奈川	反町駅(5分)	認可保育所
	大口駅 (10分)	認可保育所
	新子安駅(10分)	認可保育所
中	山手駅 (10分)	認可保育所または小規模保育事業
旭	二俣川駅(10分)	認可保育所または小規模保育事業
	希望ヶ丘駅(10分)	認可保育所または小規模保育事業
港北	日吉駅 (10分)	認可保育所または小規模保育事業
	綱島駅 (10分)	認可保育所または小規模保育事業
青葉	たまプラーザ駅 (10分)	小規模保育事業
都筑	センター北駅 (10分)	認可保育所
	センター南駅 (15分)	認可保育所
	都筑ふれあいの丘駅 (10分)	認可保育所
	中川駅(5分)	小規模保育事業
瀬谷	三ツ境駅 (10分)	認可保育所または小規模保育事業

○想定する施設規模について

	延床面積
認可保育所	400 m²程度
小規模保育事業	100 ㎡程度

※その他、屋外遊戯場を確保する必要があります。

【お問い合わせ先】

こども青少年局こども施設整備課 横浜保育室担当

電話 045-671-4154